

MUFG BK CHINA WEEKLY

三菱 UFJ 銀行 国際業務部

JULY 17TH 2019

■ WEEKLY DIGEST

【経 済】

- 第 2 四半期成長率 6.2%に減速 足元では改善

【貿易・投資】

- 米国の対中制裁関税 新たな適用除外 110 品目発表
- 6 月 輸出は前年同月比▲0.3% 輸入は同▲7.3%

【産 業】

- 6 月の自動車販売 前年同月比▲9.6% 新エネ車は同+80.0%
- 第 2 次環境保護査察 第 1 弾開始 6 省市など対象

■ RMB REVIEW

- 通商協議膠着でレンジ推移となり易い

■ EXPERT VIEW

【日系企業のための中国法令・政策の動き】

- 「独占協定禁止暫定施行規定」
- 「市場支配的地位濫用行為禁止暫定施行規定」ほか

本邦におけるご照会先:

三菱 UFJ 銀行国際業務部 東京:03-6259-6695 (代表) 大阪:06-6206-8434 (代表) 名古屋:052-211-0544 (代表)

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱 UFJ 銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。

三菱UFJ銀行



WEEKLY DIGEST

【経済】

◆第2四半期成長率 6.2%に減速 足元では改善

国家統計局は15日、上半期の主要経済指標を発表した。2019年第2四半期のGDP成長率は、前期から0.2ポイント鈍化して6.2%と、リーマン・ショック直後の2009年第1四半期の6.4%を下回る水準となった。1-6月期のGDP成長率は6.3%と、政府の通年目標である「6.0～6.5%」の範囲内には収まったものの、今後、さらなる減速を回避するための政策動向が注目される。

【図表1】GDP成長率の推移(四半期ベース)



(出所) 国家統計局の公表データに基づき作成

【図表2】6月の主要経済指標

項 目		2019年5月		2019年6月				
		金 額	前年比(%)	伸び率 前月比	金額	前年比(%)		
国内総生産(GDP)		(2019年Q1)	6.4	⬇	(2019年Q2)	6.2		
固定資産投資(除く農村企業投資)*		(億円)	217,555	5.6	⬆	(億円)	299,100	5.8
うち、国有部門		(億円)	(未発表)	7.2	⬇	(億円)	(未発表)	6.9
うち、民間部門		(億円)	130,823	5.3	⬆	(億円)	180,289	5.7
産業別	第一次産業	(億円)	5,837	▲ 2.3	⬆	(億円)	8,430	0.6
	第二次産業	(億円)	73,138	3.2	⬇	(億円)	100,070	2.9
	第三次産業	(億円)	138,580	7.1	⬆	(億円)	190,600	7.4
工業生産(付加価値ベース)**		-	-	5.0	⬆	-	-	6.3
社会消費財小売総額		(億円)	32,956	8.6	⬆	(億円)	33,878	9.8
消費者物価上昇率(CPI)		-	-	2.7	➡	-	-	2.7
工業生産者出荷価格(PPI)		-	-	0.6	⬇	-	-	0.0
工業生産者購買価格		-	-	0.2	⬇	-	-	▲ 0.3
輸出		(億米ドル)	2,138.5	1.1	⬇	(億米ドル)	2,128.4	▲ 1.3
輸入		(億米ドル)	1,721.9	▲ 8.5	⬆	(億米ドル)	1,618.6	▲ 7.3
貿易収支		(億米ドル)	416.6	-	-	(億米ドル)	509.8	-
対内直接投資(実行ベース)		(億米ドル)	94.7	4.6	⬇	(億米ドル)	161.3	3.0

**：年初からの累計ベース。

※：独立会計の国有企業と年間販売額2,000万元以上の非国有企業を対象。

(出所) 国家統計局等の公表データを基に作成。

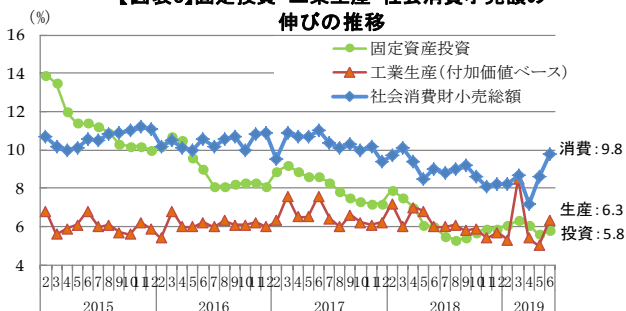
<投資・生産・消費>

1-6月の固定資産投資の伸びは、1-5月の+5.6%を0.2ポイント上回って前年同期比+5.8%となった。うち、インフラ投資(1-5月：+4.0%→1-6月：+4.1%)と製造業投資(+2.7%→+3.0%)が加速した一方、不動産投資(+11.2%→+10.9%)は減速した(図表2・3・4)。6月の工業生産(付加価値ベース)の伸びは、前月の+5.0%を1.3ポイント上回って前年同月比+6.3%となった(図表2・3)。6月の社会消費財小売総額の伸びは、前月の+8.6%を1.2ポイント上回って前年同月比+9.8%となった(図表2・3)。

足元では、投資、生産、消費の何れも改善が見られ、特に消費は2ヶ月連続の拡大となった。同局は、ネット通販大手「京東」の恒例の「6・18創業セール」でのネット販売が好調だったことや、一部地域の新排ガス基準導入前の在庫セールにより自動車販売が伸びたこと等が改善要因と分析した。

一方、1-3月期の伸びと比較すると、固定資産投資(1-3月：+6.3%→1-6月：+5.8%)、工業生産(+6.5%→+6.0%)、社会消費財小売総額(+8.3%→+8.4%)と、投資と生産は鈍化し、消費は微増に留まった。

【図表3】固定投資・工業生産・社会消費小売額の伸びの推移

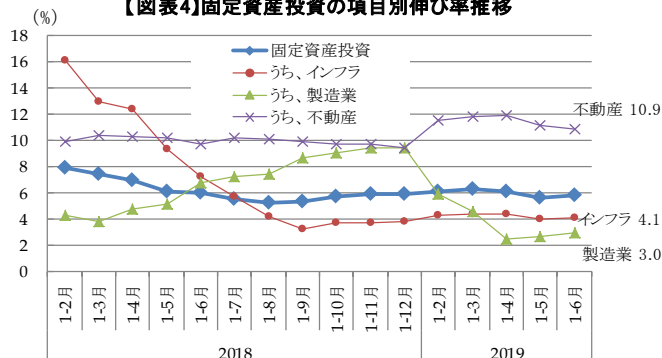


(注) 固定資産投資は年初からの累計値

工業生産と社会消費財小売総額は2月のみ1-2月の累計値

(出所) 国家統計局の公表データを基に作成

【図表4】固定資産投資の項目別伸び率推移

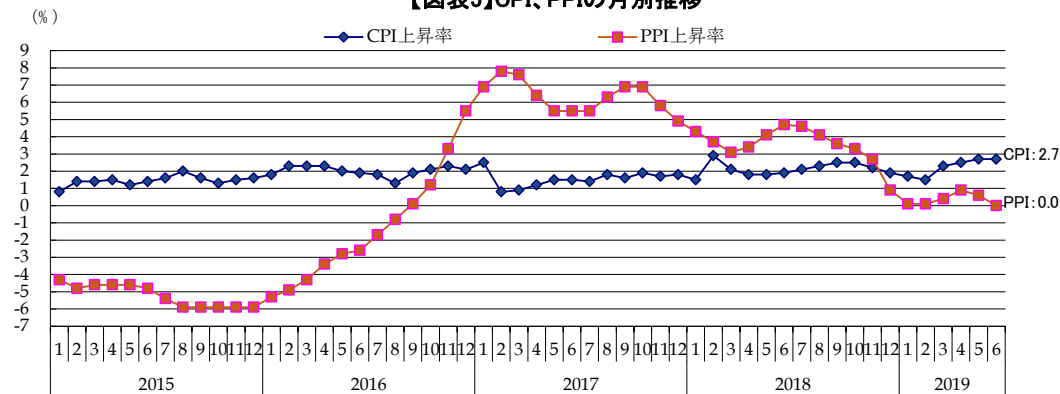


(出所) 国家統計局の公表データを基に作成

<CPI、PPI>

6月の消費者物価指数(CPI)は前月と同じ前年同月比+2.7%、工業生産者出荷指数(PPI)は前月から0.6ポイント下落して前年同月比横ばいだった。CPIは果物(同+42.7%)、豚肉(同+21.1%)を中心に食品価格の高騰が続く一方、PPIの下落は2ヶ月連続で、同局は原油の国際相場下落の影響したと分析しているが、国内需要の不足を反映したものとも見られている(図表5)。

【図表5】CPI、PPIの月別推移



<雇用>

(出所) 国家統計局の公表データを基に作成

1-6月の都市部新規雇用者数は737万人で、政府通年目標の「1,100万人以上」に対する進捗率は67.0%と半分を超えたものの、前年同期からは15万人減少した。6月末の都市部調査失業率は5月から0.1ポイント上昇して5.1%となった。調査失業率は今年の通年目標である「5.5%前後」を下回る水準だったものの、今後は、卒業シーズンの到来とともに、従来の構造改革に伴う余剰労働者の雇用調整に米中貿易摩擦の影響も加わり、雇用圧力が一層増すものと見られている。

【貿易・投資】

◆米国の対中制裁関税 新たな適用除外 110 品目発表

米国通商代表部(USTR)は9日、対中制裁関税措置第1弾(2018年7月6日実施。340億米ドル相当の中国製品818品目に25%の追加関税)の対象から、新たに110品目を適用除外品目に追加することを発表した(図表1)。

【図表1】米国対中制裁関税(第1弾)における適用除外品目

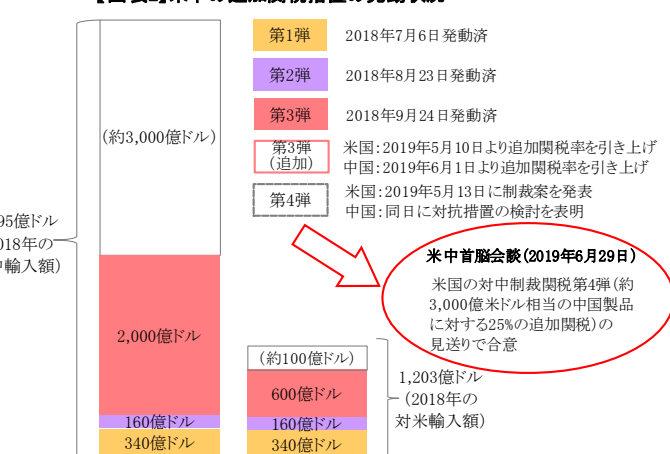
	発表日	除外品目数	除外品目抜粋
1回目	2018年12月28日	31	特定種類の直動運動式の液体原動機、自給式飲料水用冷水器など
2回目	2019年03月25日	33	伸縮式シリンダー、自走式削岩機、鉄道用エアブレーキなど
3回目	2019年04月18日	21	紙、繊維などの加工に使うロール機、水の酸化・塩素注入装置など
4回目	2019年05月14日	40	船舶用エンジン、フォークリフト、一部を除く水の蒸留装置など
5回目	2019年06月04日	89	自動車のシリンダー用プラスチック製貯水器、プリント基板、スイッチ類など
6回目(今回)	2019年07月09日	110	ヒートリカバリーシステムに使われる熱交換器やドラム、圧縮着火エンジン、ポンプの各種部品、ワイヤロープ用ドラム、電解アルミコンデンサーなど

(出所) 米USTRの発表、各種報道を基に作成

(注) 適用除外品目の詳細は米USTRの下記サイトに掲載

<https://ustr.gov/issue-areas/enforcement/section-301-investigations/section-301-china/34-billion-trade-action>

【図表2】米中の追加関税措置の発動状況



米国の対中制裁措置 中国の対米報復措置

(注) 2018年の輸出入額は米国商務省の発表に基づくもの

適用除外品目の承認は、米国企業の要請に基き、①中国のみから調達可能か、②米国の国益を損ねるか、③「中国製造2025」に関係しているか、を審査基準に行ったもの。2018年12月以降既に5回発表しており、今回の承認品目数は最多で、適用除外は合計324品目となった。米国企業や米国経済への影響を一層配慮せざるを得なくなった実態が浮き彫りになった。

なお、除外適用期間はいずれも発表日から1年間で、2018年7月6日まで遡及する。

MUFG BK CHINA WEEKLY (July 17th 2019)

【図表3】米中の追加関税措置の概要

	米国の対中制裁関税		中国の対米報復関税	
第1弾 7月6日実施 (340億ドル)	中国製品818品目に25%の追加関税		米国製品545品目に25%の追加関税	
	HSコード (中分類)	主要対象品目	HSコード (中分類)	主要対象品目
	8536	電気回路の開閉用、保護用または接続用の機器	1201	大豆
	8413	液体ポンプ、液体エレベーター	8703	乗用自動車
	8431	建設機械、工作機械等に主として使用する部品	1007	グリーンソルガム
	8703	乗用自動車その他の自動車	0206	食用のくず肉
	8471	自動データ処理機械及び読取機(記憶措置)	2303	でん粉製造・砂糖製造の際に生じるかす
	8541	半導体デバイス、発光ダイオード		
	8544	電気絶縁した線・ケーブル、光ファイバーケーブル		
第2弾 8月23日実施 (160億ドル)	中国製品279品目に25%の追加関税		米国製品333品目に25%の追加関税	
	HSコード (中分類)	主要対象品目	HSコード (中分類)	主要対象品目
	8542	集積回路	4707	古紙
	8543	固有の機能を有する電気機器	2711	石油ガス
	8541	半導体デバイス、発光ダイオード	9018	医療用・獣医用機器
	7308	鉄鋼製の構造物及びその部品	7404	銅のスクラップ
	8486	半導体、集積回路の製造機器	7602	アルミニウムのスクラップ
	8501	電動機、発電機	8536	ランプホルダ、プラグ、ソケット
	8536	電気回路の開閉用、保護用または接続用の機器	8703	乗用自動車
	8503	電動機、発電機等に主として使用する部品		
第3弾 9月24日実施	2,000億ドルの中国製品5,745品目に10%の追加関税 (2019年5月10日より25%に引き上げ)		600億ドルの米国製品5,207品目に10%、5%の追加関税 (2019年6月1日より5,140品目に25%、20%、10%、5%の追加関税に変更)	
	HSコード (中分類)	主要対象品目	HSコード (中分類)	主要対象品目
	8418	冷蔵庫、冷凍庫	2711	液化天然ガス(LNG)
	8415	エアコン	2603	銅鉱
	8528	モニター、プロジェクター、テレビ受像機	8479	機械類
	9403	家具類	9031	測定用・検査用機器
	9405	ランプその他の照明器具及びその部品	7003	板ガラス及び溝型ガラス
	4202	鞆類	9013	レーザー及びその他の光学機器
	3926	プラスチック製品類	4703	化学木材パルプ及び硫酸塩パルプ
第4弾 (実施日未定)	約3,000億ドルの中国製品3,805品目に最大25%の追加関税		対抗措置を取る意向を表明	
	HSコード (中分類)	主要対象品目		
	8517	携帯電話		
	8471	パソコン		
	8525	デジタルカメラ		
	9503~9508	玩具、運動用具及びその部品		
	6201~6217	衣類		
	6401~6406	履物		

(出所) 米国・中国政府の発表を基に作成

◆6月 輸出は前年同月比▲0.3% 輸入は同▲7.3%

税関総署が12日に発表した貿易統計速報(米ドル建て)によると、6月の輸出は前年同月比▲1.3%(5月: 同+1.1%)の2,128.4億米ドル、輸入は同▲7.3%(5月: 同▲8.5%)の1,618.6億米ドルと、輸出の伸びが再びマイナスに転じ、輸出入ともに前年を割り込んだ(図表1・2)。

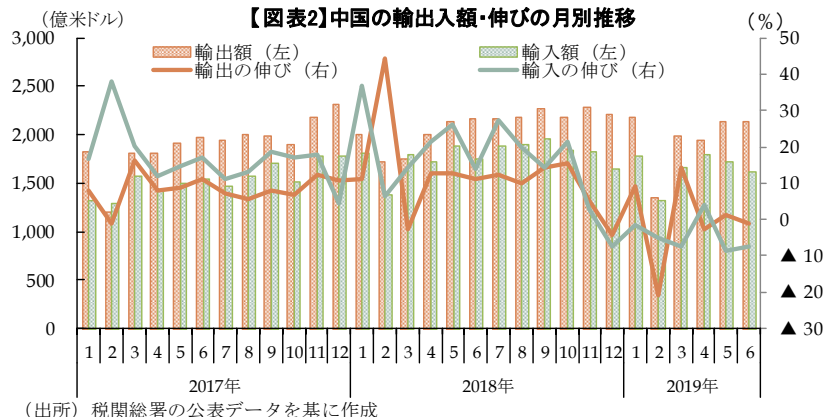
1-6月の累計では、輸出は前年同期比+0.1%(1-5月: 同+0.4%)の1兆1,711.5億ドル、輸入は同▲4.3%(1-5月: 同▲3.7%)の9,899.9億ドルとなった(図表1)。

【図表1】6月貿易統計の概要

2019年6月の貿易統計(億米ドル)		
	金額	前年同月比
輸出	2,128.4	▲1.3%
輸入	1,618.6	▲7.3%
貿易収支	509.8	-
2019年1-6月の貿易統計(億米ドル)		
	金額	前年同期比
輸出	11,711.5	0.1%
輸入	9,899.9	▲4.3%
貿易収支	1,811.6	-

(出所) 税関総署の公表データを基に作成

【図表2】中国の輸出入額・伸びの月別推移



(出所) 税関総署の公表データを基に作成

国別に見ると、対米貿易については、1-6月の輸出は前年同期比▲8.1% (1-5月：同▲8.4%) の1,994.0億米ドル、輸入は同▲29.9% (1-5月：同▲29.6%) の589.2億米ドルと、輸入は今年に入ってから前年を3割前後下回る状況が続いている。対米貿易黒字は同+5.0% (※) (1-5月：同+5.4% (※)) の1,404.8億米ドルとなり、単月の推移では4ヶ月連続で増加している(図表3・4)。(※) 税関総署の発表データを基に三菱UFJ銀行が計算。

対日貿易については、1-6月の輸出が前年同期比▲1.1% (1-5月：同▲1.8%) の695.3億米ドル、輸入は同▲6.4% (1-5月：▲6.7%) の816.1億米ドルと、ともに前年割れが続いているものの、減少幅は前月から縮小した(図表3)。

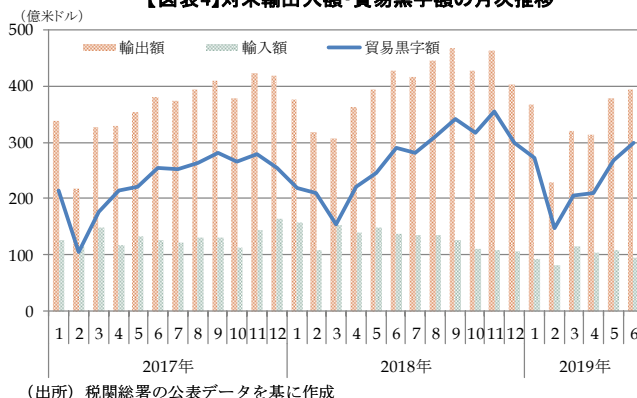
【図表3】2019年1-6月 国・地域別輸出・輸入額と伸び率

国・地域	輸出	前年 同期比	輸入	前年 同期比	貿易 収支	輸出入 総額	前年 同期比
米国	1,994.0	▲8.1%	589.2	▲29.9%	1,404.8	2,583.3	▲14.2%
日本	695.3	▲1.1%	816.1	▲6.4%	▲120.8	1,511.4	▲4.0%
韓国	550.7	2.5%	845.5	▲14.6%	▲294.8	1,396.2	▲8.6%
香港	1,291.6	▲6.3%	45.9	24.2%	1,245.7	1,337.5	▲5.5%
台湾	254.3	9.3%	790.5	▲7.0%	▲536.3	1,044.8	▲3.5%
ドイツ	387.9	6.4%	518.4	0.8%	▲130.5	906.4	3.2%
オーストラリア	220.9	2.0%	566.5	8.1%	▲345.6	787.5	6.3%
ベトナム	445.8	14.3%	253.5	▲5.7%	192.3	699.3	6.1%
マレーシア	243.5	12.7%	330.0	9.3%	▲86.6	573.5	10.7%
ブラジル	156.4	▲8.9%	364.8	4.5%	▲208.4	521.3	0.1%

(注) 輸出入総額のトップ10国・地域

(出所) 税関総署の公表データを基に作成

【図表4】対米輸出入額・貿易黒字額の月次推移



(出所) 税関総署の公表データを基に作成

【産業】

◆6月の自動車販売 前年同月比▲9.6% 新エネ車は同+80.0%

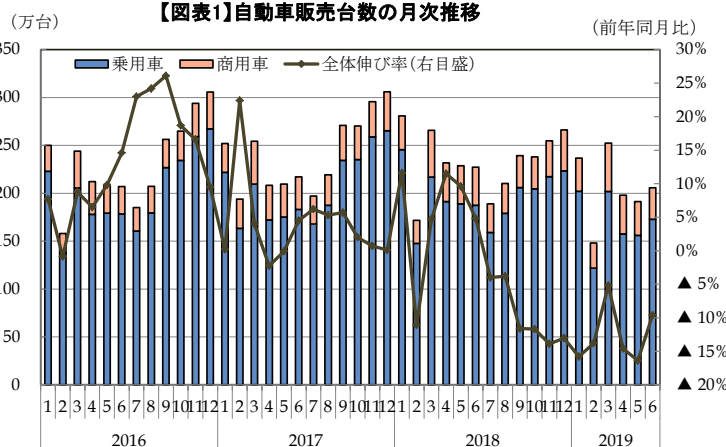
中国自動車工業協会の10日の発表によると、6月の自動車販売台数は前年同月比▲9.6%の205.6万台と、減少幅は5月の同▲16.4%から縮小したものの、12ヶ月連続で前年を割り込んだ。1-6月の累計では、前年同期比▲12.4%の1,232.3万台だった(図表1・2)。

6月の乗用車の販売は、前年同月比▲7.8%の172.8万台と、減少幅は5月の同▲17.4%から縮小した。一方、商用車は、同▲17.8%の32.9万台と、減少幅は前月の▲11.8%からさらに拡大し、不振が続いている(図表2)。

新エネルギー車については、前年同月比+80.0%

の15.2万台と大きく伸び、今年に入ってから最多の販売台数となった。1-6月の累計では前年同期比+49.6%の61.7万台だった(図表2・3)。

【図表1】自動車販売台数の月次推移



(出所) 中国自動車工業協会の公表データを基に作成

6月の乗用車販売の回復について、同協会は、一部地域での7月1日からの新排ガス基準導入を前にした在庫セールや、新エネルギー車に対する補助金引き下げ前の駆け込み需要などが要因と指摘している。

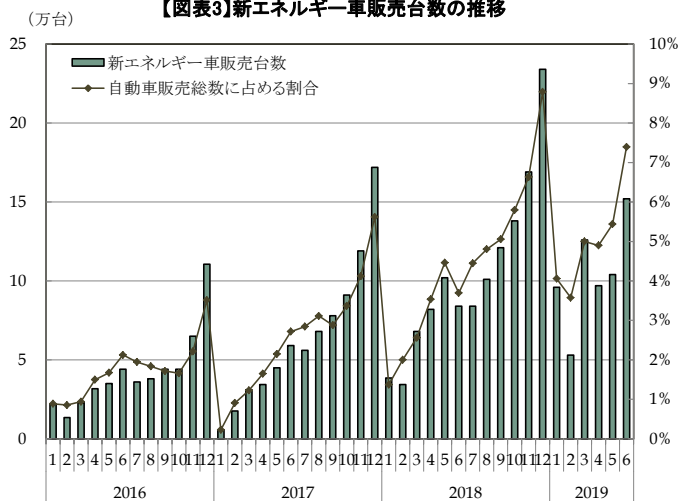
その一方で、今年上半期の自動車販売全体については、消費に改善が見られず、年初の予想を下回ったとし、2019年通年では、2018年並みの2,810万台前後としていた年初の予想に対し、マイナスの伸びになるとの予測を示した。新エネルギー車については、2018年に125.6万台だった新エネルギー車の販売台数が2019年に160-170万台に拡大し、2020年には200万台を超えると予測している。

【図表2】2019年6月の自動車販売台数と伸び率

	2019年6月		2019年1-6月	
	販売台数 (万台)	前年同月比	販売台数 (万台)	前年同期比
自動車販売台数	205.6	▲9.6%	1,232.3	▲12.4%
乗用車	172.8	▲7.8%	1,012.7	▲14.0%
商用車	32.9	▲17.8%	219.6	▲4.1%
新エネルギー車	15.2	80.0%	61.7	49.6%
電気自動車(EV)	12.9	106.7%	49.0	56.6%
プラグインハイブリッド車(PHV)	2.2	2.2%	12.6	26.4%
燃料電池車	484(台)	14.6倍	1,102(台)	7.8倍

(出所) 中国自動車工業協会の公表データを基に作成

【図表3】新エネルギー車販売台数の推移



(出所) 中国自動車工業協会の公表データを基に作成

◆第2次環境保護査察 第1弾開始 6省市など対象

生態環境部はこのほど、第2次大規模環境保護査察を開始したと発表した。第1弾は、上海、福建、海南、重慶、甘肅、青海の6省・直轄市と中国五鈺集团有限公司、中国化工集团有限公司の2企業が対象で、15日までにこれらの地域・企業に査察チームが入って検査を開始した。約1ヶ月の査察期間中、環境保護関連の法令・政策等の遵守状況や第1次査察で指摘された問題の是正状況を検査し、市民からの通報も受け付ける。

第1次査察は、2015年末から2017年末まで全国31の省・自治区・直轄市で実施し、2018年には一部の地域に対し、是正状況を確認する「振り返り」査察を行った。第2次査察は、2021年までの3年間実施し、2022年に「振り返り」を行うとしている。

第2次査察に先立ち、中国共産党中央弁公庁と国務院弁公庁は、査察の組織・人員、対象、内容、手順などを定めた「中央生態環境保護査察工作規定」(*)を公布した。査察対象に、国務院の関連部門や中央政府直属の国有企業を加えられたほか、査察を受ける地域等が、一時しのぎの査察対応のため企業に対しむやみに生産・業務を停止させるなどの措置をとった場合、情状に応じて処分することも規定している。

(※)詳細は本誌2019年7月3日号のEXPERT VIEWの解説をご参照ください。

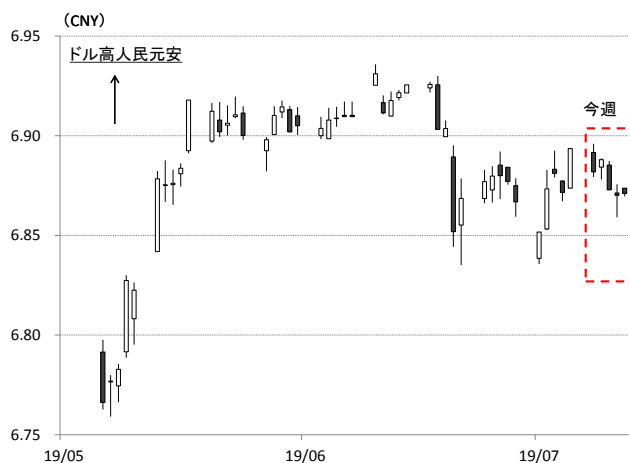
RMB REVIEW

◆通商協議膠着でレンジ推移となり易い

・今週(7/8～)のレビュー

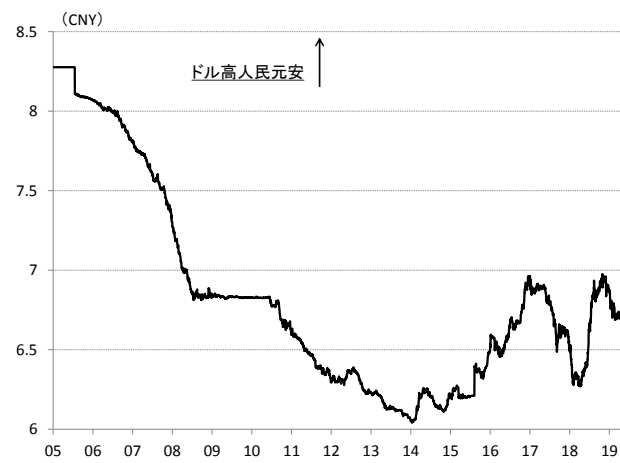
今週の人民元対ドル相場は、週初 6.8900 で寄り付くと、前週末の米 6 月分雇用統計の堅調な内容を受けたドル高圧力から、同日に週間安値 6.8956 をつけた。もともと、それ以上の人民元安には至らず、9 日に再開された米中閣僚級通商協議への反応も限定的で、10 日のパウエル FRB 議長の議会証言を控え、総じて 6.88 台を中心とした様子見スタンスが続いた。その後同議長議会証言を受けてドル売りが進むと、人民元も対ドルで小幅に上昇。11 日に週間高値 6.8584 をつけ、本稿執筆時点では 6.87 付近で推移している(第 1、2 図)。

第 1 図：人民元対ドル相場(5/1～7/12 の 11 時 00 分時点)



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第 2 図：人民元対ドル相場(2005 年以降)



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

・FRB 議長議会証言を受けたドル安で人民高に

今週の人民元対ドル相場は、10 日のパウエル FRB 議長議会証言を控え、週前半を中心に 6.88 台を中心とした保ち合い色強い推移となった。この間、9 日に電話会議ベースながら米中閣僚級通商協議が再開されたが、予想通りと言うべきか特段進展は無く、人民元相場の反応も限定的となった。注目の 10 日のパウエル議長議会証言では、FRB による今月末の FOMC での利下げ実施の意向が改めて確認されると、ドルが全面安となり、翌日にかけて人民元も対ドルでジワリ上昇に転じ、7 月 2 日以来の高値水準まで反発した。もともと、大局的には、先月末 G20 での米中首脳会談開催が決定した 6 月中旬以来の 6.85～6.90 を中心とした保ち合い相場内の推移が続いている。

今週はドルの名目実効為替レートが弱含んだ一方、人民元の名目実効為替レートは強含んでおり、人民元は対ドルでジワリ強含んだ(第 3、4 図)。人民元名目実効為替レートは、当局が望ましいとみていると考えられる 2016 年半ば以降形成して来たレンジ¹内で安定した推移を続けており、7 月以降は反発地合いに転じている。しかし、依然同レンジの下半分の領域を推移中で、今後の展開次第では、再びレンジ下限を意識した下落リスクが浮上して来る可能性も残るとみている。

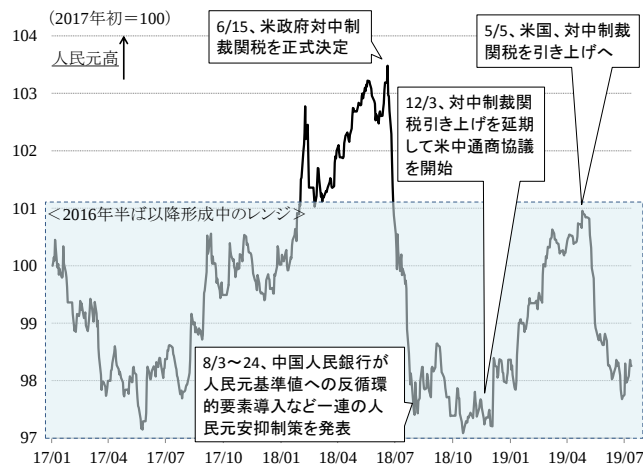
¹ 2016 年後半以降形成して来た人民元の名目実効為替レートのレンジは、IMF 推計の長期的な均衡レートにも概ね該当しており、中国当局も望ましい価格領域とみていると考えられる。

第3図：ドル名目実効為替レート(2017年以降)



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第4図：人民元名目実効為替レート(2017年以降)



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

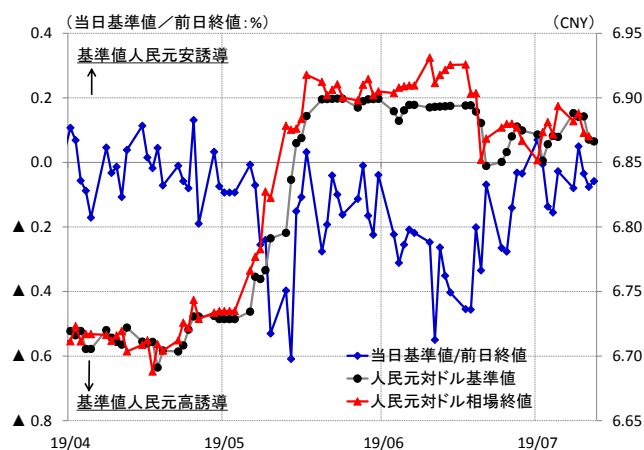
(注) CFETS 公表の各通貨基準レートと通貨バスケット構成ウェイトに基づき作成

・中国当局は当面人民元を対ドル 6.8 台程度で安定させることを志向か

今週の人民元の対ドル基準値は、総じて人民元高方向へ設定されていたが、人民元高バイアスは小幅となりつつある(第5図)。

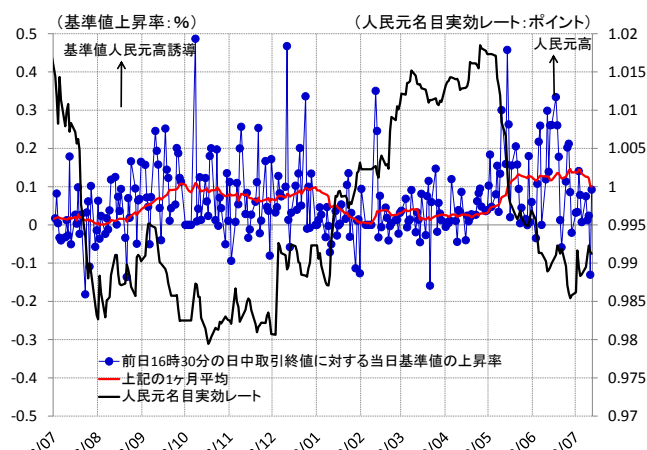
また第6図は、前日16時30分の日中取引終値に基づく人民元名目実効為替レート水準に対する、当日9時15分発表の人民元基準値に基づく人民元名目実効為替レート水準の比率から、基準値設定による当局の人民元誘導方針を定点観測するものである²。今週同比率のプラス幅(基準値の人民元高方向へのバイアス)はさらに縮小した。中国当局は、大まかにみて当面足元の 6.8 台程度での人民元相場の安定を望ましいと考えているような基準値設定を行っている。

第5図：人民元対ドル基準値と人民元対ドル相場



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第6図：基準値設定による人民元誘導スタンス(日次)



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

² 現在オンショア人民元の取引は、現地時間9時30分から16時30分まで日中取引が行なわれた後、16時30分から23時30分まで夜間取引が行なわれている。中国人民銀行による毎朝9時15分の人民元の24通貨に対する基準値の設定は、前日日中取引終了時の16時30分から当日7時30分までの人民元名目実効為替レートが安定するように決定するとしている。しかし、実際には人民元高・安方向にバイアスがある場合が多く、これを観測することによって人民元基準値設定を通した当局の人民元誘導スタンスを検証したもの。

・米中通商協議は膠着状態の様相

今週 9 日に米中閣僚級通商協議が電話会議ベースながら再開された。クドロー国家経済会議委員長は、同協議について建設的な内容であったとしながらも、5 月上旬に協議が中断した際の内容から始められるか、現時点ではわからないと述べた(第 7 図)。中国商務省も、今回の協議について、6 月 29 日の大阪 G20 サミットでの米中首脳会談での合意事項に関して意見交換を行ったとの短い声明を発表したのみだ。11 日にはトランプ大統領が、先月末の米中首脳会談で中国が約束したとされる相当量の米国産農産物の購入が実行されていないと不満を表明している。中国が長期戦覚悟で強気の交渉スタンスを取り始めている可能性もある中、米中間での基本的な対立点が依然多く残されており、その解消の目処が立っていない状況が、改めて浮き彫りになった印象だ。

第 7 図 : 米中通商協議に関する最近の動向

日時	発言者など	内容
7月		
1日	トランプ大統領	米中通商合意は米国に幾分有利になる必要。
9日	— クドロー米国家経済会議委員長	電話会議ベースで米中閣僚級通商協議を開催。 9日の米中閣僚級通商協議は建設的であった。協議が中断したところから再開できるかはまだ分からない。
10日	中国商務省	9日の米中閣僚級通商協議では、鍾山中国商務相も交え、先の米中首脳会談での合意事項について意見交換した。
11日	トランプ大統領	米中首脳会談で中国が合意したとされる米国農産物の相当量の購入を、中国が開始していないことに不満を表明。

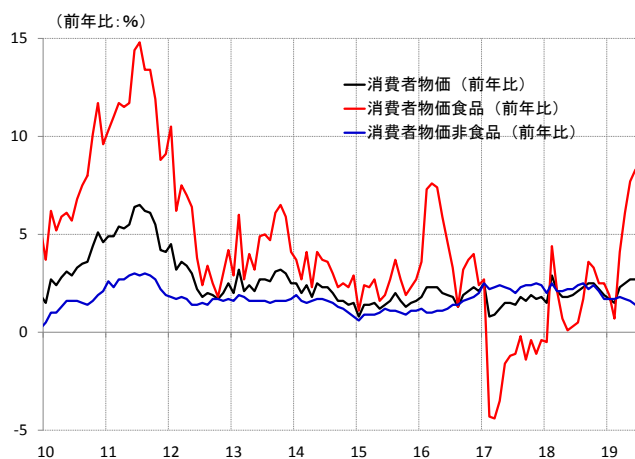
(資料) 各種報道より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

・物価指標は、景気減速によるデフレ圧力を示唆

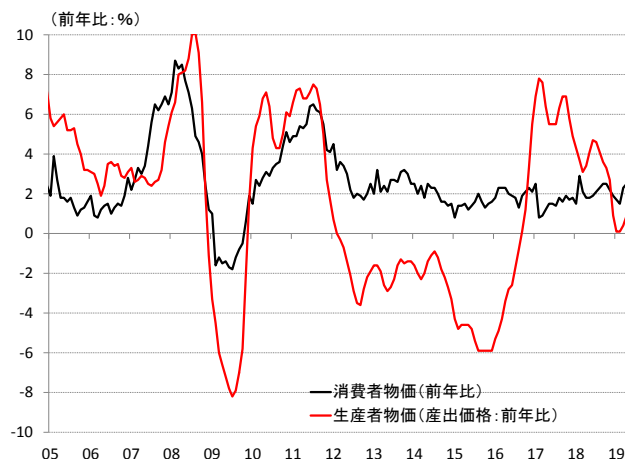
10 日に公表された中国の 6 月分消費者物価指数は前年比+2.7%と市場予想通り前月から横ばいとなった(第 8 図)。内訳をみると、非食品はエネルギー価格の下落などからむしろ低迷しているにも拘らず、豚コレラの感染拡大による豚肉価格の高騰などを受けた食品価格の急上昇が、これを相殺する形となっている。

一方、6 月分生産者物価は、前年比+0.0%と、市場予想(同+0.2%)や前月分(同+0.6%)も下回った(第 9 図)。原油価格の影響を受け易い原材料部門の下落だけでなく、製造業部門の下落圧力も強まっており、景気減速を反映したデフレ圧力の高まりが警戒されている。

第 8 図: 中国消費者物価(前年比)



第 9 図: 中国消費者物価と生産者物価の前年比



・来週（7/15～）の見通し

来週は15日(月)に6月分鉱工業生産など中国の主要月次経済指標に加え、第2四半期実質GDP成長率も発表される。特に実質GDP成長率は前期の前年比+6.4%に対し、市場では同+6.2%とさらなる減速が予想されており、予想通りの着地でも改めて景気の減速基調が確認されれば、一定の人民元下落材料となる可能性はある。一方、確認できる限りでは、来週米中通商協議開催の予定は特に報道されていない。足元まで人民元相場の動向に大きな影響を与えて来た米中通商協議関連の材料の手掛かり難から、来週の人民元相場は、基本的に引き続き6.85～6.90を中心としたレンジ色強い推移になりそうだ。尚、月末のFOMCに向けたドルの変動によっては、このレンジの上下限を試す可能性も排除はできない点には留意しておきたい。

(7月12日作成) グローバルマーケットリサーチ

日付	USD				JPY(100JPY)		HKD		EUR		金利 (1wk)	上海A株 指数	
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比			前日比
2019.07.08	6.8900	6.8786～ 6.8956	6.8790	0.0009	6.3501	-0.0148	0.8821	-0.0005	7.7277	-0.0193	2.4100	3,072.42	-81.38
2019.07.09	6.8830	6.8776～ 6.8887	6.8846	0.0056	6.3248	-0.0253	0.8812	-0.0009	7.7125	-0.0152	2.5000	3,067.00	-5.42
2019.07.10	6.8850	6.8790～ 6.8879	6.8809	-0.0037	6.3155	-0.0093	0.8805	-0.0007	7.7226	0.0101	2.4700	3,053.52	-13.48
2019.07.11	6.8720	6.8584～ 6.8776	6.8658	-0.0151	6.3543	0.0388	0.8789	-0.0016	7.7416	0.0190	2.1000	3,056.08	2.55
2019.07.12	6.8725	6.8688～ 6.8800	6.8783	0.0125	6.3517	-0.0026	0.8794	0.0005	7.7479	0.0063	2.5000	3,069.43	13.35

(資料) 中国外貨取引センター、中国人民銀行、上海証券取引所資料より三菱UFJ銀行国際業務部作成

【日系企業のための中国法令・政策の動き】

三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社
 コンサルティング事業本部 国際アドバイザー事業部
 シニアアドバイザー 池上隆介

今回は 7 月上旬から中旬にかけて公布された政策・法令を取りあげました。いずれもそれ以前に公布され、公表が遅れていたものです。

【規則】

【反独占法関連】

○「独占協定禁止暫定施行規定」

(国家市場監督管理総局令第 10 号、2019 年 6 月 26 日公布、同年 9 月 1 日施行)

昨年 5 月、「反独占法」の執行機関が従来の国家発展改革委員会、商務部、国家工商行政管理総局から新設の国家市場監督管理総局に一本化されたことを踏まえ、同総局が新たに「反独占法」で禁止が規定される独占協定(原文は「壟断協議」)の監督管理体制、独占協定や独占協定の例外の認定基準・条件、調査・処罰の手続きなどに関する規定を公布したもの。

■独占協定のうち、日系企業も注意を要する取引先との第三者への再販売価格についての協定については、以下のように禁止行為が幅広く定められている。

- (1) 第三者への再販売商品の価格水準、価格変動幅、利益水準または割引・手数料等その他の費用を固定すること。
- (2) 第三者への再販売商品の最低価格を限定すること、または価格変動幅、利益水準もしくは割引・手数料等その他の費用の限定により第三者への再販売商品の最低価格を限定すること。
- (3) その他の方法で商品の再販売価格を固定し、または再販売商品の最低価格を限定すること。

■この規定では、独占協定の疑いのある事業者が自主的に協定の影響を除去する措置をとることを承諾した上での法執行機関(国家市場監督管理総局または省級市場監督管理総局)への調査中止申請の手続きが定められているが、上記の取引先との再販売価格についての協定の場合にも申請が可能とされている(ただし、競争関係にある事業者との商品・サービスの価格、同じく生産・販売数量の制限、同じく販売市場・原材料調達市場の分割についての協定の場合は申請が不可)。なお、罰則は「反独占法」の規定と同じく、独占協定を締結・実施した場合は違法所得の没収と前年度売上の 1%以上 10%以下の罰金、独占協定を実施していない場合は 50 万元以下の罰金とされている。

■原文は国家市場監督管理総局の下記サイトをご参照。

http://gkml.samr.gov.cn/nsjg/fgs/201907/t20190701_303056.html

○「市場支配的地位濫用行為禁止暫定施行規定」

(国家市場監督管理総局令第 11 号、2019 年 6 月 26 日公布、同年 9 月 1 日施行)

上記の規定と同じく、「反独占法」で禁止が規定される事業者の市場支配的地位の濫用に関する規定。当局の調査(調査中止申請を含む)・処罰の手続き・内容などは、上記の規定に同じ。

■市場支配的地位の濫用のうち、日系企業も注意を要する取引先に対して「正当な理由なく取引を制限する行為」については、従来と変わらず、自社との取引のみに限定、指定した事業者との取引のみに限定、特定の事業者との取引を禁止することとされているが、「正当な理由」について新たに以下のような規定が設けられた。これらに該当すれば、取引を制限する行為には認定されないことになる。

- (1) 製品の安全要求を満たすために必要であること。

- (2) 知的財産権を保護するために必要であること。
- (3) 取引に対して行った特定の投資を保護するために必要であること。
- (4) 行為の正当性を証明できるその他の理由。

■原文は国家市場監督管理総局の下記サイトをご参照。

http://gkml.saic.gov.cn/nsjg/fgs/201907/t20190701_303057.html

○「行政権力濫用、競争行為排除・制限禁止暫定施行規定」

(国家市場監督管理総局令第12号、2019年6月26日公布、同年9月1日施行)

上記に同じく、「反独占法」で禁止される行政権力の濫用に関する規定。行政機関による指定事業者からの購入・使用等の強制、地区間の自由な商品流通の阻害、外地事業者への当地での入札参加の制限、同じく投資または分支機構設立の制限について、それぞれ具体的な該当条件が規定されているほか、調査・処罰の手続きなどが規定されている。

■日系企業の被害が多い指定事業者からの購入・使用等の強制については、以下のような行為が幅広く定められている。ただし、こうした行政機関の違法行為をなくすには、被害を受けた企業の通報によるのではなく、法執行機関(国家市場監督管理総局または省級市場监督管理局)自身が主体的に取り締まりを強化することが望まれる。

- (1) 明確な要求、暗示、拒絶または行政許可の遅延、重複検査、プラットフォームやネットワークへのアクセスの不許可等の方法による指定事業者の商品を取り扱い、購入、使用するよう限定し、または形を変えて限定すること。
- (2) 入札参加者の所在地、所有制形態、組織形態等を制限することにより、特定の入札参加者の商品を取り扱い、購入、使用するよう限定し、または形を変えて限定すること。
- (3) 法律・法規の根拠なく、プロジェクト名簿や企業名簿を設置する等により、特定の事業者の商品を取り扱い、購入、使用するよう限定し、または形を変えて限定すること。
- (4) 単位または個人に指定事業者の提供する商品を取り扱い、購入、使用するよう限定し、または形を変えて限定するその他の行為。

■原文は国家市場監督管理総局の下記サイトをご参照。

http://gkml.saic.gov.cn/nsjg/fgs/201907/t20190701_303058.html

(本シリーズは、原則として隔週で掲載しています。)

～アンケート実施中～

(回答時間:10秒。回答期限:2019年8月17日)

<https://s.bk.mufg.jp/cgi-bin/5/5.pl?uri=ZIJ6Qe>